

町 長	副町長	課 長	主 幹	担 当	合 議

会 長

署名委員

署名委員

## 第2回 上富良野町国民健康保険運営協議会議事録

- 1 日 時 自 平成 29 年 9 月 1 日 19 時 00 分  
至 平成 29 年 9 月 1 日 20 時 15 分
- 2 場 所 上富良野町役場 3 階 第 3 会議室
- 3 出席者

公 益 代 表 北川 昭雄・五十嵐 順美

保険医・薬剤師代表 渋江 久・松井 英治・小玉 格

被 保 険 者 代 表 喜多 静子・花田 久泰

(欠席委員 木津 晴美・四釜 充啓)

事 務 局 副町長・町民生活課長・総合窓口班主幹・健康推進班主幹

三好主査・柿原主事

### 4 付議議題

- ・平成 29 年度国民健康保険特別会計補正予算について
- ・上富良野町国民健康保険条例改正について

辞令交付	自席にて副町長より辞令交付
副町長挨拶	
副町長	<p>皆さん、こんばんは。本来であれば、町長が出席して辞令交付を行うところですが、公務により出席できないため、代わりに私が出席させていただきました。今日は、大変お忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。先ほど辞令交付をさせていただきましたが、今日9月1日から2年間後の平成31年8月31日まで、皆さまには、大変お世話になります。よろしく願いいたします。ご存知の方もおられると思いますが、この国民健康保険制度は、被保険者から納めていただく、保険料と、国、都道府県と保険者である市町村で運営をしています。今大きな課題として、日本の人口減少の問題や、高齢化の進展、保険料を納めていただく、被保険者の年齢が高くなってきおり、年金暮らしの方などを含め、そういう社会構造の中で、国保の運営が非常に厳しくなっています。また、医療の高度化により、1人当たりの医療費がかさんでいる課題があります。これまでは、市町村が保険者として運営しておりましたが、来年から都道府県との共同運営に移行しますので、準備を進めていかなければなりません。ぜひ、委員の皆さまには、お力添えいただき、来年4月からスムーズに移行を図っていきたいと考えています。どうぞ2年間よろしく願いします。</p>
1 協議事項	
(1) 会長及び職務代理の選任について	
町民生活課長	<p>議案 1P により国保法、同施行令、町国保条例、同施行規則における国保運営協議会に関する組織設置、定数、会議、採決等の規定について説明。</p> <p>会長は公益代表から選任することとされておりますが、どのような選出方法がよろしいかお諮りします。</p> <p>(北川昭雄氏適任であるとの声あり。全会一致。職務代理は北川氏が松井氏を指名し承認される。)</p>
会長挨拶	
会 長	<p>皆さんお晩でございます。今回、委員の改選ということで、新しい委員の方と、長年就任している方、特に初めての方は、なかなか理解することが難しいのかなと思います。今副町長からも話がありましたが、日本の国民皆保険の原点でありま</p>

すので、これは、どこの自治体でも国保運営協議会があり、各自治体で運営を検討しているところで、上富良野でも長い間存続して運営しているところであります。これが平成 30 年度から都道府県と共同運営に移行していくところでございますが、この運営協議会がなくなる訳ではなく、ずっと存続していくところでありまして、移行後も色んな問題がでてくる訳であります。その中でこの運営協議会で審議して安定した運営ができるようにご協力お願いしたいと思います。任期は 2 年ですので、よろしくお願ひいたします。

(副町長公務により退席)

町民生活課長 規則第 5 条で議長は会長が務めることとなっておりますので会長の進行でお願いいたします。

会 長 会議録署名委員については規則第 9 条第 2 項の規定により協議会に諮りこれを決めることとなっております。公益代表から五十嵐委員、医師薬剤師代表から小玉委員にお願いしたい。

## 2 報告事項

### (1) 国民健康保険事業概要について

事務局 議案 P2～5 により説明。

資料の内容につきましては、前回(5月30日)の運営協議会の資料と同じものになりますが、新しい委員もいますので、再度簡単にご説明させていただきます。

まず、2 ページの国民健康保険被保険者等の状況の 1 の加入状況ですが、町の人口は減少傾向にあり、国保加入率についても減少傾向にあります。

人口の減少と 75 歳到達による後期高齢加入による国保加入数の減少もありますが、社会保険加入者の増加についても被保険者数の減少要因となっています。2 の世帯数状況についても人口減により減少傾向です。3 の被保険者数状況では過去 3 年分の数字ですが、毎年 100 名以上の被保険者数が減少している状況です。

続きまして、3～4 ページの国民健康保険特別会計の決算状況ですが、前回の運営協議会は 5 月中の開催でしたので、5 月 19 日現在の数値での報告でしたが、今回は出納閉鎖期間である、5 月 31 日までの最終決算の数字となっています。3 ページの歳入からですが、資料中の予算現計の額については、3 月補正予算後の数値となっています。資料上段の国民健康保険税については、収納率が好調であったことによ

り、573万円程の増となりました。また、国及び道の調整交付金についても予算を上回る収入となり、歳入合計で、予算減額に対し、4,200万円程の増となりました。

次に、4ページの歳出ですが、保険給付費の予算を8億5千万程で見込んでいましたが、決算額では、8億1千万程となり、4千万程の残額となりました。

歳出全体で、6,800万円程の残額となり、歳入は4,200万円程の増額であったため、1億1千万円を超える繰越額となりました。

この財源につきましては、平成30年度からの国保改正法による納付金方式への移行やシステム等の導入などの資金となることや、国や道からの収入が減少した場合等の資金として運営を進めていくこととなります。

次に5ページの国民健康保険財政調整基金状況ですが、平成28年度末現在で、179,144円の基金残高となっています。

平成28年度決算において1億円を超える繰越額となったところですが、平成30年度以降の新たな制度が安定してきたときに基金の積み増しについては検討していくことが必要と考えております。

その下の税の収納状況ですが、現年課税分収納率99.7%、滞納繰越分では48.4%と現年課税分で0.3%の増加、滞納繰越分では0.8%の減少で全体としては98.4%と前年対比1.0%の収納率の増加となり、高い収納率を維持しており、現年課税分の滞納者数は16人であり昨年度は23人でしたので、7人の減少となっています。また、平成28年度不納欠損額については、2万3500円で、生活困窮1名分となります。

以上、国民健康保険事業概要についてのご説明とさせていただきます。

## (2) 平成29年度国民健康保険給付の状況について

事務局

議案P6～9により説明。

3月診療から5月診療までの3カ月分の給付状況についてご説明いたします。

6ページ上段右上の年間平均被保険者数については、昨年の同時期と比較して、119人減の2,700人となっており、一般と退職を合わせた受診件数及び費用額は、前年対比で95.18%、84.77%と減少しており、中段の1人当たりの費用額と保険給付費についても、前年対比が88.51%、87.99%と約12%減少しています。

7ページと8ページにつきましては、一般分と退職分の内訳となっており、8ページの退職分については、1人当たりの費用額と保険給付費については、前年対比

が 137.39%、134.46%と増加していますが、退職者医療制度の廃止により、退職被保険者数が減少し、8 月末現在では、6 名と退職被保険者自体が非常に少なかったことで、入院など高額療養費が発生や、被保険者のほとんどが通院しているということで、どうしても 1 人当たりの費用額の割合が高くなってしまいます。

9 ページは給付状況を月別にグラフで表したものです。今年度については赤色の折れ線グラフで表示されておりますが、各月前年を下回る給付費となり、前年より約 35,216 千円の減となっております、安定した給付状況となっております。

町民生活課長 薬価が下がっているので、全国的に給付が抑えられているという情報があります。

松井委員 薬価自体は、2 年に 1 度の改定となっておりますが、一般名処方や、ジェネリックへの移行、また昨年 12 月から今年 2 月頃に関しては、インフルエンザの流行が少なかったことなどが、医療費の抑制につながっていると思います。また、順次ジェネリック医薬品がでてきており、使用頻度の高い薬剤については、多数のメーカーが出しているため、薬価が安くなってきており、来年、また大幅な薬価の改定があると思われます。

### (3) 国民健康保険都道府県移行について

事務局 別紙資料により説明。

平成 27 年 5 月に、国保の見直しをはじめとする「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法の一部を改正する法律」が成立しました。これにより、平成 30 年度から、都道府県が国保の財政運営の主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の実施など、国保運営の中心的な役割を担い、制度の安定化を図るといのが都道府県移行の目的です。今後さらに加速していく高齢化に伴い、医療に係る費用についても大幅な増加が予想されており、国は平成 30 年度より 3,400 億円の財政支援がされる予定となっております。次のページの新しい国保財政の仕組みとして、都道府県が市町村ごとの医療費水準や所得水準に応じた標準保険税率を決定し、保険給付に必要な費用は全額市区町村に支払われることとなります。保険税の賦課・徴収については、これまでは保険給付に必要な費用を市区町村ごとに推計し、保険税額を決定していましたが、今後は都道府県が決める保険税算定方式や予定収納率に基づき、保険税率を定め、保険税を賦課・徴収します。次ページの新しい国保における都道府県と市区町村の役割では、まず都道府県の役割としては、財政運営の主体となることや、国保運営方針に基づいて事業を推進、また、市区町村

ごとの標準保険税率の算定や保険給付費等交付金の市区町村への支払いを行い、安定した財政運営や効率的な事業運営を行っていきます。市区町村の役割としては、国保事業費納付金を納付することや、これまでどおり資格を管理（保険証の発行）は市区町村で行います。標準保険税率等を参考に保険税率の決定・賦課・徴収を行います。国保の取得や喪失などの資格管理や保険税の賦課・徴収については引き続き市区町村が行います。最後のページでは、なぜ国保制度の改正が必要なのか？とのことですが、国保の特徴的な構造として、【①年齢構成が高く医療費水準が高い】高齢者が多く、医療費も多くかかる方が多いということです。【②所得水準が低く保険税の負担が重い】国保加入者の多くは会社を退職し、年金を主な収入としている方が多いのが国保加入者の特徴です。【③財政運営が不安定で赤字になっている小規模な保険者が多く存在する】上富良野町においては、赤字になっていませんが、小規模な保険者において、重大な病気により多額の医療費がかかった時には、赤字が発生する保険者が多く存在している状況です。これらを解決するために、制度の改正が必要となるということで、国民健康保険都道府県移行についてのご説明とさせていただきます。

小玉委員 都道府県内で保険税が公平になるのですか。努力している自治体とそうでない自治体で、モチベーションが違うのではないですか。

事務局 今後、道に納付金として、納めるようになるが、医療費水準や、所得水準など、一律の基準で算定されます。また努力支援制度など、努力した自治体への財政支援も導入されましたので、努力した分だけ、被保険者から徴収する保険税も抑制することができます。

町民生活課長 平成 30 年度からの保険税については、道内では統一されません。道内では、所得水準や、医療費水準に大きな格差があるという課題があります。

松井委員 今後、この国保運営協議会の位置づけはどうか。

事務局 都道府県との共同運営ということなので、位置づけについては、これまでと基本的に変更はありません。

### 3 諮問事項

(1) 平成 29 年度国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について

事務局 議案 P 10～12 により説明。

10 ページからの平成 29 年度国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）概要についてご説明いたします。

補正の概要ですが、退職者医療療養給付費等交付金、療養給付費等負担金及び特定健康診査等負担金の額確定に伴う補正ということで、これは平成 28 年度に交付を受けたものについて額が確定しましたので、返還するものとなっています。内訳としては、退職者医療療養給付費等交付金 5,056 千円、療養給付費等負担金 3,766 千円、特定健康診査等負担金 238 千円、全体で 9,060 千円です。この財源については、予備費から充用して歳出のみの補正となっています。

会 長           ご意見ご質問ございませんか。なければ 9 月議会へ上程させていただいてよろしいでしょうか。

各 委 員           （他に意見なし。賛成多数、承認される。）

(2) 上富良野町国民健康保険条例改正について

事 務 局           この条例改正については、12 月定例議会に提案予定となります。

平成 30 年 4 月 1 日から始まる新たな国民健康保険制度において、道と市町村が一体となり事務の広域化や効率化を市町村が推進できるよう、国保の運営に関する統一的な方針として国民健康保険法に基づき、道が策定する北海道国民健康保険運営方針により、葬祭費の支給額について全道で 3 万円に統一されることから上富良野町国民健康保険条例の一部を改正するものです。内容については、葬祭費の支給額の改正ということで、現行 1 万円を 3 万円に変更するというものです。全道の調査結果では、1 万円から 5 万円までの幅があり、その中で 7 割から 8 割の自治体が 3 万円を支給していることと、後期高齢者医療制度での葬祭費の支給額は、統一された 3 万円となっていることから、国保の葬祭費についても 3 万円に統一する方針に合わせて条例を改正し、来年 4 月から施行する予定となっています。参考として、葬祭費の支給状況ですが、平成 24 年度から平成 28 年度までの 5 年間で、平均 18 件の支給実績となっており、予算については、30 万円前後給付費が伸びることとなります。

小玉委員           統一しないという市町村はあるのか。

事 務 局           葬祭費については、各自治体の条例で定めることになっているので、道の基準では、3 万円となっているが、町独自で上乗せする市町村もあると思います。

町民生活課長       道の納付金は、葬祭費 3 万円で算定され、拋出しなければいけません。そのため

提出した分は、被保険者の皆さまに還元した方がいいということで、今回提案させていただきます。また、後期高齢者医療保険では、既に統一された葬祭費 3 万円の支給となっているため、国保についても統一させたいと思っています。

会 長 他にご意見ご質問ございませんか。なければ 12 月議会へ上程させていただいてよろしいでしょうか。

各 委 員 (他に意見なし。賛成多数、承認される。)

#### 4 その他

##### (1) 平成 29 年度上川管内国民健康保険運営協議会委員研修会について

事 務 局 毎年開催されている上川管内国民健康保険運営協議会委員研修会が平成 29 年 10 月 31 日に旭川アートホテルズで開催されますので、お忙しいところだとは思いますが、参加していただければと思います。詳細が決まりましたら、ご案内いたしますので、よろしくお願ひします。

会 長 以上、報告案件、諮問事項がありましたが、他に何もなければこれで本日の運営協議会を終わります。

20 時 15 分終了